

令和4年1月1日から 健康保険の傷病手当金の支給期間が通算化されます

治療と仕事の両立の観点から、より柔軟な所得保障ができるよう、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）」により健康保険法等が改正されました。

この改正により令和4年1月1日から、傷病手当金の支給期間が通算化されます。

改正のポイント

● 傷病手当金の支給期間が、支給開始日から「通算して1年6か月」になります。

- ・ 同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間が、支給開始日から通算して1年6か月に達する日まで対象となります。
- ・ 支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6か月を超えても、繰り越して支給可能になります。
- ・ 当健保組合独自の給付である延長傷病手当金付加金は通算化対象外です。（裏面参照）

● この改正は、令和4年1月1日から施行されます。

- ・ 令和3年12月31日時点で、支給開始日から起算して1年6か月を経過していない傷病手当金（令和2年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金）が対象です。

支給期間の考え方

現行の傷病手当金の支給期間

療養期間		療養期間		療養期間	
出勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤
	待期間	支給	不支給	支給	不支給
		1年6か月			

※支給開始日から起算して
1年6か月経過後は不支給

改正後の傷病手当金の支給期間

療養期間		療養期間		療養期間	
出勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤
	待期間	支給	不支給	支給	支給

通算1年6か月

※支給開始日から通算して
1年6か月まで支給

裏面もご確認ください。

延長傷病手当金付加金の支給期間はこれまでどおり 傷病手当金支給満了後1年6か月となります。

延長傷病手当金付加金の支給期間は通算化されません

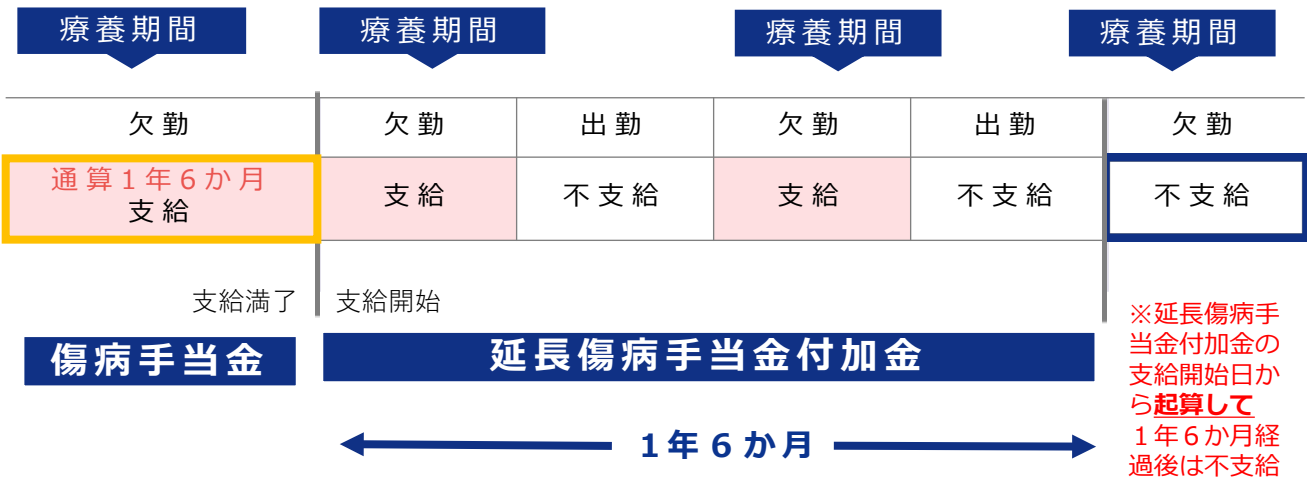
延長傷病手当金付加金

令和4年1月1日からの法改正により、傷病手当金の支給期間が、支給開始日から「通算して1年6か月」になりますが、延長傷病手当金付加金は、当健保組合が独自に設けた給付（付加給付）であるため、これまでどおり支給期間は通算化されません。

支給期間は「傷病手当金支給満了後1年6か月」となります。

延長傷病手当金付加金の支給期間の考え方

現行どおり（変更なし）



※延長傷病手当金付加金は、当健保組合の資格喪失後は支給されません。
※支給金額の計算方法については変更ありません。

お手続きの詳細・ご不明点等は、下記までお問い合わせください。

住友化学健康保険組合 06-6220-3219